

8. 遺伝子組換え作物について

遺伝子組換え技術とは、従来の品種改良とは異なり、生物の細胞から有用な性質を持つ遺伝子を取り出し、それを他の生物の細胞の遺伝子に組み込み新しい性質を持たせる技術です。遺伝子組換え作物は2013年現在27か国で栽培されるにとどまっていますが、その栽培面積は1億7500万ヘクタールと拡大しています。

水、農薬、化学肥料、化石燃料などを減らしながら生産量を増やすことができるなど、生産面、環境面でメリットのある遺伝子組換えの技術が注目されています。現在日本国内では、環境への影響については生物多様性への影響の面で問題を生じる可能性がなく、食品安全委員会が社会的に許容される水準が確保されれば遺伝子組換え作物を栽培し、食品や家畜の飼料として用いることができますが、出回っている遺伝子組換え作物はいずれも輸入品で大半は飼料です。しかし、食品でも表示の義務がない加工食品（食用油、しょうゆ）や、遺伝子組換え作物を含んでいても量が少ないために表示されることの少ないジュース、菓子、調味料などについては広く使われ、消費されている状況です。長い生命の歴史からみれば、まだ始まったばかりですが、この技術はこれまでの選抜・交配による品種改良の原理に基づく科学の一つの成果であり、その有用性や必要性が認められます。しかし、わが国では遺伝子組換えに対する安全性（有害物質の産生、アレルギーの誘発性）への懸念や未知のリスクへの不安、生物多様性への影響、多国籍企業の寡占化などについての反対意見が多くあり、安心感が社会的に形成されているという状況ではありません。

組合員自身が納得して判断していただけるよう、コープは以下の方針ですすすめます。

- (1) 現在、日本で承認されている遺伝子組換え作物について、食料・飼料用としての安全性評価などで問題になることはないと考えます。コープでは、安全性審査の手続きを経た上で、必要な品質機能を有し、その品質に見合った適切な価格・安さが実現できることが明らかである場合、遺伝子組換えであることだけを理由に、商品開発や商品取り扱いの選択肢から外すことはしません。
- (2) 遺伝子組換え作物が生物多様性に悪影響を及ぼさないように、国際ルールの整備と正しい栽培・管理が世界的に推進されることを求めていきつつ、遺伝子組換えを含むバイオテクノロジーについての学習活動をすすめ、話し合いを広げます。政府に対して、十分な「安全性評価」「環境影響評価」の実施とその評価内容の情報公開など、消費者の安心を築く積極的な努力を求めます。
- (3) コープ商品は、基準に基づき任意表示し、適切なお知らせを行います。